

城米Ⅱ 圀米Ⅱ に就ての一考察

— 大分県特に府内藩を主として —

立川輝信

目次

一、城米制度の意義と由来	九七	四、雨東南子手永・諸手村御用日記	一一八
二、徳川以前軍用倉庫の城米	一〇〇	五、諸国城米高	一一九
三、城米制度の目的	一〇一	1. 貞享四年（日本倉庫史所収）	一一九
1. 非常時対策	一〇一	2. 辰四月申選書所収城詰米九州の藩名	一二一
2. 備荒貯蓄	一〇一	3. 府内藩御備勘定帳	一二二
3. 米価の調節	一〇二	六、寛政二年府内藩城米のお改め	一二二
4. 附圀米制度の強弱	一〇二	(1)前日、(2)当日、(3)出立、(4)府内藩の行賞	一二二
5. 本庄氏の徳川時代貯穀の分類表示	一〇二	七、備考	一二五
四、城米関係文献資料	一〇三	1. 仙石橋	一二五
1. 御触書集成（高柳・石井共編）	一〇三	2. 揖斐造酒之助	一二五
2. 郷土史入門下巻（田村栄太郎著）	一二六	3. 酢屋幸松家	一二五
3. 日本倉庫史（松本清著）	一二七	八、参考文献	一二七

一、城米制度の意義と由来

徳川時代は農本主義と封建制度に立脚した社会経済組織であつたので、幕府は軍事的に備荒の意味を加えて、幕府及び諸大名の諸城に貯穀が行われた。その幕府の貯穀をお囲米、⁽¹⁾諸大名のそれを城詰米又は城米、或は御用米と称した。⁽²⁾従つてその保管に要する「くら」が、城の一部として設けられた事は勿論である。⁽³⁾（日本倉庫史）

家康の時代に京都二条城に一万石の御用米があり、更に譜代大名に限つて御囲米を置かしたが、外様大名には米を貯えることを寧ろ禁止していた。併し追々に幕府の基礎が固まり、泰平を謳歌するに至つて、天和三年（一六八三）綱吉の時代から外様大名のお囲米の禁を緩和するようになり、同年十月十九日「国主、領主米穀等少々被_レ貯置候様可_レ被_レ心得_二者也」と一般に貯穀を奨励する命令が発せられた。かかる御囲米は廻城の附属施設という性質に鑑みて、前述の如く御城詰米、又は御城附米と称せられ（享保十五年八月御用米と改称）備荒・救貧といった社会政策的の意義を一部加えるようになった。即ち往時に行われた義倉の色彩をも帯びるに至つたのである。ところが後には更に積極的に諸藩に貯穀を強制するようになり享保十五年八月及び同十七年十月には諸藩に置米を命じ、続いて宝暦三年及び四年には之を強化した。（日本倉庫業史）尤も凶作時や米価の高い場合には払出を行つたり、貯穀を中止させた。その後天明の飢饉を契機として、寛政元年九月諸大名に対し、禄高一万石に付五十石宛五ヶ年間囲穀せしむる令を出し、又天保の飢饉に鑑み、天保十二年十月に禄高一万石に付百石宛を貯えしむるという命令を発したが、此等の命令は各藩に於ける義倉・社会等の設立に拍車をかけた。

幕府直領各地の郷村には、幕府の貢租米を収容する御蔵が民間の倉庫の外にあつた。⁽⁴⁾又産地からの仲継地にも幕府の御蔵が設けられた。

幕府及び諸藩の管理する倉庫は一般に御倉とも唱えられていた。この御蔵の軍事・行政的色彩が褪色して、之に代つたものは備荒に対処する社会的色彩であつたと共に、亦平時に於ける財政機関、即ち禄米配給乃至は貢納米換貨の手段としての色彩であつた。御蔵が変遷するに伴つて、当初主として中央又は軍路上の要地に集結設置されていたが、次第に配給・交通上の

便を考え地方に分散設置せられることにもなつた。

幕末兵馬忽慌たるに至ると、御囲米には、再び軍事上の目的も加わつて来た。即ち萩藩の如きは黒船御手当御囲米なる名目の貯蔵をしている。併し徳川時代を通観して按ずると、城は城塞の色彩を稀薄にして政庁たるに過ぎぬこととなり、囲米の如き単に社会政策的の性質を濃厚に帯びていたのである。(5) (日本倉庫業史)

註

(1)、A、囲米制度の囲いとは貯蔵する意で諸種の目的で米を強制的に貯蔵させる意である。

B、囲米は廢收しやすいので、粃を以てする場合が多い。この場合は圍籾制度という。

(2)、事実上は正確に区別されず混用して用いられられているようである。

(3)、此の諸藩の御用米は藩の城下の中央倉庫に貯蔵せらるるの外、一部分は郷村に預け、それが郷倉に貯蔵せられた例も見られる(郷蔵制度の史的考察) 府内の中島、(このほか、長池、北の口、西の口には城米食もあつたようである) 大分市史上巻) 杵築の城下の如きは城に近い所に設けられている。

(4)、徳川幕府では禄米、扶持米の貯蔵、配給のため、中央及地方に倉庫を配置した外に備荒、救済の目的で、地方に郷倉、主要都市に閉蔵を設けた。諸藩でも財政機関として禄米の貯蔵、配給の爲めの倉庫を有していた。尚諸藩に於ては米価安定、備荒救済の目的を持つ社会政策的の倉庫が広く行われていた。これは三倉制度として常平倉、義倉、社倉の三種に分けることが出来るが、その名称は雜然と用いられ、各種の性質を兼ねるのを常とした。

備考

(5)、日本倉庫史には九州各地の天領からの米穀を一応代官所在地の日田に集めたので、日田には江戸、大阪について御倉があり、所要の量を長崎の奉行所に送置したとあるが、実は日田川(筑後川) 通船で長崎の蔵屋敷に送り東半部は府内・杵築の城詰米として適宜大坂・江戸の御蔵に津出しされたのではあるまいか。それで日田には大阪・長崎に類する蔵屋敷が出来なかつたと思われる。

(6)、藤野保著「幕藩体制史の研究」中、城米に就て次の如く記してある。

…慶長十二年松平定勝は伏見城代に任命され、その就任に伴う転封に際し、「伏見のほとりにして、材木柴薪にたよりする地一万石、近

江圍滋賀・高島の二郡のうちにおいて、自由の地四万石をたまひ、かつ事あるとき士卒を扶助せんがため城米二万石をたまふ。」と。
(7)、小林平左衛門著「日本農業史の研究」所収「郷倉制度の史的考察」中には次の如く書いてある。

城詰米（御用米）城詰米はまた城米とも言つた。広い意味で之に属するものとしては、幕府自らの貯穀たる京都二城・大阪・大津・駿府・清水・甲府等の直轄地の圃穀がある。之には大体定式圃穀数量があつた。更に幕府譜第の諸藩の城米（享保十五年より御用米と改称）として貯穀せしめたものがある。此の幕府の圃穀及び諸藩へ割当の城米は、軍事に備へたと共に他面には凶荒飢饉の際の賑恤の用に供せんとしたのである。此の諸藩の御用米は藩の城下の中央倉庫に貯穀せらるるの外、一部分は郷村に預け、それが郷蔵に貯穀せられていた例も見られる。

(8)、諸侯の圃穀

徳川時代は一面から言へば米穀経済であつた。米穀価格の高低に付ては、支配者たる武士階級と農民階級（上層）とは保々同一の利害關係をもつていた。當時は各藩領地が夫々独立的であり、凶歳其の他一朝事ある際には米穀の移出禁止も行はれたのであるが、然し、江戸大阪等の如き米穀集散市場の米価及びその配給量等に付ては幕府も各藩領も共同の立場に置かれてあつた。一面にはまた、飢歳に於ける窮民の救恤の如きも結局は幕府と諸藩とは共通の利害關係に立たざるを得なかつた。そこで幕府は備荒貯穀と米価調節の爲に、自らも圃穀其の他の施設を爲すと共に、諸藩領に対しても屢々制令を出して米穀の統制策を試みた。

その主なる例は、天和三年十月諸大名に対して「去年当年豊年たるの間、此節可_レ致凶年之手当_ニ旨被_ニ仰出_ニ候条、被_レ存_ニ其趣、国主領主米穀等小々被_ニ貯置_ニ候様可_レ被_ニ心得_ニ者也」と申渡し、豊年に於ては凶年の備をなさしめんとした。其の後享保十五年八月及び同十七年十月にも同様に成るべく置米を多くするように諸大名、旗本等へ通達し、又江戸及大阪への廻米制限をも通達した。更に宝暦三年及び同四年には「置米の儀、当年も於_ニ御料所_ニ圃置候様被_ニ仰付_ニ候間、万石以上之而々も当秋收納之節より去年置米の外に、分限高一万石ニ付_ニ預千俵充_ニ圃置候様被_ニ仰出_ニ候」と云ひ、幕府直轄地にも圃穀したからとて諸大名にも増圃穀を行はせたが、翌五年、六年には不作であつた爲に前二ヶ年分の圃穀の払出をせしめた。其の後も屢々圃穀やその持出や、積替を幕府から諸大名に令したが、安永六年には米価が昂上したからとて圃穀を中止せしめた。ところが其処へ天明（三・四・七年）の飢饉が襲来したので、その苦き経験に鑑み、また大

いに貯穀を勵行せしむることになった。即ち寛政元年九月幕府より諸大名への令達に「近年御物入相重り候上凶作等打続き、御手当御救筋及ニ莫大ニ候付、追々御儉約之儀被ニ仰出候得共、天下之御備御手薄に有之候而者不ニ相濟ニ儀に思召候（中略）高一万石に付五十石之割合を以来戊午より寅年迄五ヶ年之間、面々領邑に困穀致し候様に被ニ仰出候、尤於ニ公儀ニも右御程合を以御備米被ニ仰付候」と云ひ、一万石に付米五十石（成るべく親圍）つゝ五ヶ年間貯穀せしめ、且つ年々其困穀高を勘定奉行へ届出でしむることになった。其の後天保（七年）の飢穀にも困穀も殆ど空乏を告げたが、少し作柄が良ければ高く緩みを生じ凶年の備がおろそかになるので、天保十二年十月に「高一万石につき親百石の割合を以、当丑年より己年迄五ヶ年間面々領邑に困置」やうに令達された。これ等は万石以下のものに対しても大体同様の趣旨で貯穀せしむることになったのである。此の困穀は固より令達通りに充分行はれたとは言ひ難い所もあつたが、諸藩領自らの中央倉庫と郷村の郷藏とに分けて困穀をし、免に角明治初年まで続いた。

(9) 府内藩主であつた日根野吉明が明曆二年（一六五六）三月逝去し、万治元年（一六五八）三月、高松（大分市大字高松）にいた松平忠昭が府内城領知二万石を拜命し、四月十五日入城の際、城代在番臼杵城主稲葉信通からの引継ぎ受取事項中、御城米に就てその次第が次の如く、「松平左近将監忠昭公御代留書」中に書かれてある。この御城米は果たして幕府の御城米か或は日根野侯私有の御城米か不明である。

一、府内御入部之上、是迄府内御代官被相勤候小川藤左衛門殿が御城米之儀ニ付書状の写左之通、

態以使札、致啓上候、隨而府内御城米、貴様江相渡申様ニ御勘定所が被仰下候条、御家米衆江手代之者得其意可申候、御受取被遊候而御手形可被下候、猶又府内領種借米大豆之儀、其外船頭・水主・船大工・内成村籠舎之儀、是又御勘定所が御下知御座候間、委細之儀使者口上申含候、猶奉期後音之時候 恐惶謹言

（万治元年）

六月廿九日

松平将監様

参人々御中

小川藤左衛門

在判

二、徳川以前軍用倉庫の城米

源頼朝は文治元年（一一八五）一段に付五升（五十分の一）の兵糧米を旧荘園の領主から徴したし、承久の乱後も加徴なる名称で同一の率で徴収が行われた。又足利氏も全国の各地に兵糧料所の地を指定して其の地頭に對し荘園の領主の得分の半を徴する権を与えた。之を半済の制と謂つた。当時各地方は上古の各地豪族の田荘のように武家の支配下に屬して軍用の為め夫々特殊の課徴が行われた。かくて武將の居城附近其の他極要地点に武器・兵糧を貯藏する倉庫が設けられた。

信長記に依ると「去夏御城米を被_レ出御商売之出候、遠因未_ニ穩平_一候間御倉に兵養沢山なる跡こそ自然の御為にも諸人も深み可_レ申、云々」とあり、信長の時代に御城米なるものがあり、一旦緩急の場合には軍用に供したことが判る。又、太閤事書に依ると、文祿元年五月に「城米として京都に積置くものは手を着くへからず」という令が出て居り、秀吉も城米を蓄えていたことを知ることが出来る。其の他秀吉の時代に旧穀を新穀に易えたのが、倉庫を河岸・海辺に設けたとの記録もある。（日本倉庫産業史）

三、城米（困米）制度の目的

城詰米制度の目的に就いて以上述べたことを要約すると次の如くである。

1. 非常時対策

幕府が行つた困米は非常時の際の兵糧貯藏の意味が強く、それで最初は城米・城詰米、或はご用米などと呼ばれたのである。そして江戸・京都・大阪・堺・駿府などの直轄要地と、譜代親藩の内の一部に置いた。幕末の長州征伐には困米が糧米として使用された。その糧は天保十四年（一八四三）には江戸浅草十四万石、小菅十二万石、大阪十三万石をはじめ、二条・駿府・清水・堺・奈良・佐渡・熱田・笠松・奥羽・飛彈など合せて三十石余であつた。

2. 備荒貯蓄

幕府は天和三年（一六八三）諸藩に對し、凶作に備えての困米を命じ、また宝曆三年（一七五三）にも高一万石について千俵の貯藏を命じ、また寛政元年（一六八九）には一万石につき五十石づつ、年間困米を命ずるなど、しばしば困米を命じ、天

保十四年（一八四三）の諸国困米高は八十八万石余であつた。

大阪の天満川崎に幕費をもつて土蔵を建て米穀を買い上げて貯蔵し、市民にも金銀錢または米・雑穀を納入させて凶荒に備えた。また一七八三年には江戸の町人に用費を節約させ、その減額分の七分を積み立て、幕府からもこれに補助して基金としこの積立金によつて粃を貯えて不時の用に充てさせた。この貯穀は一八四三年に二十三万石に達した。

3. 米 価 の 調 節

城米としての貯蔵米は定期的に一部分づつ新年収納米をもつて詰めかえが行われ、古米は払米として売り出されたので、これが一面米価調節の操作にも役立つた。幕府はこの米価調節のためにも困米を命じた。そして米価調節のために一時的な困米を諸藩や、都市に命じたこともあつた。

4. 附 困 米 制 度 の 強 弱

江戸中期以降、封建政治や経済の危機の深くなるにつれ、経済政策としての困米は或は奨励され、或は禁止された。たとえば享保十年（一七二五）頃の低米価の時には幕府は米商人等に強制買米を命ずると共に諸大名にも困米を命じ、自らも大量の買米をおこなつて貯蔵し、米価の維持をはかつた。しかし享保十七年（一七三二）以降の米価騰貴に際して米屋の買置米を禁止し、手持米の強制売却を命ずるとともに新たな困米を禁じ、幕府の困米の払下げによつて米価引下げをはかつた。

5. 本庄氏の徳川時代貯穀の表示

徳川時代の貯穀を本庄栄治郎氏はその著「常平倉の研究」で次の如く表示している。

1. 備荒兼軍事上の目的を有するもの（城詰米）

一、幕府直領地の貯穀
二、譜代諸藩の城詰米

官府自身の貯穀

2. 備荒を目的とするもの

三、郷村貯穀
四、市坊貯穀
五、各地各藩の社倉・義倉
六、

官府以外の醸出、又は官府と、他の醸出とを合して成れるもので社倉。義倉の性質を有するもの

3. 米価調節の目的を有するもの

七、諸侯町人の一時的困米
八、数藩における常平倉

四、城米関係文献資料

A 御触書集成

(1) 享保十五戌年（一七三〇）七月

御勘定奉行え

城詰米之事八年々城主より詰替候とも、畢竟御用米之事に候得ば、燒失之刻ハ、從公儀詰候様被仰付筋ニ被思召候旨被仰出候間、向後共ニ可被存其趣候 以上

七月

（御触書寛保集成）

(2) 寛延三年年（一七五〇）十二月

御預ケ城詰米之内、先年相減候分、段々元高ニ足詰可被仰付候、為心得申達候間、御勘定奉行可被談候右之通、別紙城詰米有之面々え可被達候

井伊掃部頭

小笠原右近将監

松平美濃守

松平遠江守

稻葉丹後守

阿部伊豫守

戸田能登守

(3) 宝曆三酉年（一七五三）四月

（一）

当秋より於御料所、親附置候様被 仰付候間、万石以上之面々も当秋收納之筋より、分限高老万石三付糶千俵宛置候様被

仰出候、一万石以上江戸表廻米之儀、三年以来之石高御勘定所え可被書出候

右委細之儀は、御勘定奉行え可被承合候

五月

土井	大炊頭	本多	下総守	松浦	肥前守	岡部	美濃守	松平	周防守	松平	紀伊守	青山	因幡守	永井	近江守	松平	市正	朽木	土佐守	大村	弾正少弼	加藤	佐渡守	松平	主膳正
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	------	----	-----	----	-----

御三家 御城附え

(一)

当秋より於御料所、糶圍置候様被 仰付候間、於領分も当秋收納之節より、高壹万石ニ付糶千俵宛被圍置候様可被成候
一江戸御廻米之儀、三年以来之石高御勘定所え可被書出候
右之趣、可申上候、委細之儀は、御勘定奉行え可承合候

四月

(二)

右衛門督殿

家老え

刑部卿殿

同文言

(4) 宝曆三酉年八月

城詰御用米有之面々城々え、当十一月十二月中迄ニ見分之者可差遣条、被得其意、城詰米元高並何年何方え相廻り候残米之
分、御勘定所え可被書出候、

尤御勘定奉行可被談候右之通、別紙城詰米有之而々え被可達候

(5) 宝曆三酉年八月

(一)

御預ケ城米之内、先年相減候分、此度元高二足詰可被 仰付候間、為心得申達候、御勘定奉行可被談候
右之通、別紙城詰米有之面々え可被達候

八月

酒井雅楽頭
 松平隱岐守
 松平左平衛督
 松平下総守
 戸田采女正
 土井大炊頭
 安頭對馬守
 石川主殿頭
 脇坂主殿
 稻葉和泉守
 松平能登守

(二)

城詰御用米有之面々城々え、当十一月十二月中迄二見分之者可着遣条、被得其意、城詰米元高並何年何方え相廻り候残米之分、御勘定所え可被書出候、尤御勘定奉行可被談候
 右之通、別紙城詰米有之面々え可被達候

八月

井伊掃部頭
 酒井雅楽頭

(以下紙面の都合上三段書とするは筆者)

石川若狹守
土井伊豫守
大村彈正少弼
鳥居⁽²⁾伊賀守
朽木土佐守
青山因幡守
太田摂津守
岡部美濃守
井上河内守
松平丹波守
松平主殿頭
松平伊豆守
阿部伊豫守
戸田采女正
榊原式部大輔
松平右京大夫
松平下総守
松平大和守
松平龜五郎

松平備前守
松平主膳正
加藤佐渡守
稻垣和泉守
永井伊賀守
永井近江守
本多美濃守
脇坂主殿
水野織部正
木多下総守
安藤対馬守
土井大炊頭
土屋能登守
真田豊松
小笠原伊豫守
松平和泉守
松平越中守
丹羽若狹守
松平隱岐守

牧野内膳正
堀又七郎
三浦主計頭
松平能登守
諏訪因幡守
松平市正
松平紀伊守
松平周防守
久世出雲守
石川主殿頭⁽¹⁾
松浦肥前守
松平富之助
戸田能登守
阿部飛彈守
大久保出羽守
松平遠江守
稲葉丹後守
松平美濃守
松平左兵衛督

太田原 出雲守

註

(1) 頭、宮本「守」に作る

(2) 居、館本「井」に作る、宮本に拠て改む

(3) 太、宮本「大」に作る

(6) 宝曆三酉年九月

(一)

此度所々城詰御用米為見分、御代官被差遣候、右御用米城内ニ有之候共、其所迄案内差出し、見分候様可被致候

右之通、城詰米有之左之面々え可被達候

九月

丹羽若狹守	松平越中守	松平龜五郎
榊原式部大輔	小笠原伊豫守	松平隱岐守
真田豊松	戸田能登守	戸田采女正
安藤対馬守	松浦肥前守	土井大炊頭
井上河内守	松平市正	松平丹波守
松平能登守	大村彈正少弼	諏訪因幡守
	堀又七郎	松平主膳正 ⁽¹⁾
		牧野内膳正

石川 若狹 守
松平 備前 守
太田原 出雲 守⁽³⁾

註

(1) 頭、宮本「守」に作る (2) (3) 太、宮本「大」に作る

(7) 宝曆四戌年(一七五四) 二月

置籾之儀、当年も於御料所困候様被 仰付候間、万石以上之面々も当秋收納之節より、去年置籾之外ニ、分限高壹万石に付千俵宛置候様被 仰出候、右委細之儀は、御勘定奉行え可被承合候

(8) 宝曆五亥年(一七五五) 十二月

当年困々八木不作之趣ニ付、直段高直ニ相成候当春ニも至り候ハ、米直澁弥相募、下々可及難儀候間、先達て置籾 被仰付候万石以上之面々、西戌兩年置籾之内、壹ヶ年分之籾米、此節相払候様申渡候間、可被得其意候、右ニ付、御料置籾之儀も、西戌兩年打込候て、半分此節於困々相払候様可被致候

(9) 宝曆五亥年十二月

(→)

御三家 御城附え

当年困々八木不作之趣ニ付、直段高直ニ相成候、来春ニも至り候ハ、米直段弥相募、下々可及難儀候間、先達て於御領分御困置候西戌兩年之置籾之内、一ヶ年分之籾米、此節御払被成候様可被致旨、家老衆迄可達候、委細之儀は、御勘定奉行可承合候

十二月

註

(1) 至り宮本脱

右衛門督殿家老衆え

右同文言

此節御払被成候様可被致候、委細之儀は、御勘定奉行可被承合候

(三)

刑部卿殿家老衆え

右同文言

(10) 宝曆六子年（一七五六）二月

(一)

去年国々八木不作之趣に付、直段高直相成候、当春ニも至り候ハキ、米直段弥相募、下々可及難儀候間、先達て置糶被仰付万石以上之面々、酉戌兩年之置糶之内、壹ケ年分之糶米、去年相払候様「ニ相達候」⁽¹⁾、然処当春ニ至り候ても直段弥高直ニ付、去年相払候残壹ケ年分も閉置候ニ不及候間、相払候様可被申付候、委細之儀は、御勘定奉行え可被承合候

二月

右之通、可被相達候

註

(1) 「ニ相達候」、宮本に拠て補ふ

(一)

御勘定奉行え

同文言

右之通、相達候間、被得其意、御料置籾之儀も、閉置候ニ不及候間、不殘相払候様可被致候

(三)

御三家 御城附え

去年因々八木不作之趣に付、直段高直ニ相成候、当春ニも至候は、⁽¹⁾米直段弥相募、下々可及難儀候間、先達て於御領分御閉置候酉戌兩年之置籾之内、一ケ年分之籾米去年御払被成候様可被致旨相達候、然処当春ニ至候ても、直段弥高直ニ付、去年御払候残一ケ年分も御閉置候ニ不及候間、御払被成候様可被致旨、家老衆迄可達候、委細之儀は、御勘定奉行可承合候

二月

註

(1) はの下、宮本「、」あり

(四)

右衛門督殿家老衆え

右同文言

御払被成候様可被致候、委細之儀ハ、御勘定奉行可被承合候

(五)

刑部卿殿家老衆え

右同文言

(11) 宝曆六子年六月

去年中打統米穀高直ニ付、去暮ハ名主とも心附ニて町人共え朝夕給物等之儀申渡、又は名主共之内去暮祝儀餅為取替之儀迄支配々元申渡候者とも在之由相聞候、右躰之儀は軽キ支配之町人数多之事ニ候得は、左も可有之事ニ候、然処此節は去暮よ

りハ弥以米穀高直ニ候得は、定て無油断支配々之町人共え、猶又去暮之趣ニ取計可申事ニ候、此等之趣は奉行所より申渡候筋ニては無之候処、名主共心附、去暮之取計方尤之事ニ候、名主共一同此旨可有承知候、

去年より打続米高直ニ候処、当年も猶以高直ニ付、下々及困窮候由相聞候、依之米問屋共勿論、其外米商売人、米問置不申無差滞商売可致候、若利徳之ため諸人之難儀をかゑりミす、⁽²⁾ 売又は直段高直ニ売出候筋も有之候ハ、吟味之上急度可申付候

一何方ニても米貯置候か、又は米商売にて無之餘商売之者、其外素人ニて、ケ様之節、利徳之為メ米問置候事も有之、後日ニ相知候共、吟味之上急度可申付候、

右之趣、堅可相守候、若不埒之致方も有之候ハ、訴可出、吟味之上可為曲事候

(12) 宝曆六子年十一月

去年より当夏迄打続米高直ニて、下々及困窮候由相聞候ニ付、米問屋共は勿論、其外米商売人、米問置不申、無滞可致商売候何方ニても米貯置候か、又は米商売之者其外素人ニても、諸人之難儀をかゑりミす、⁽⁴⁾ 利徳之為米問置候事も有之候ハ、後日ニ相知候共、吟味之上急度可申付旨相触候、然ル処段々新米も出、致商売候ニ付此節は直段下直ニ相成候、当夏は米至て高直ニ付、前誓之趣申触候得共、只今ニてハ不及其儀候、米求置度存候者も当夏之触ニ付、差扣罷在候も可有之哉、右之遠慮ニは不及事ニ候間、其旨可相心得候

十一月

註

(1) 附、宮本「付」に作る (2) 彙、宮本「へ」に付る (3) 堅め下、宮本「ク」あり

(4) 彙、同上 (5) 処、宮本「所」に作る (6) 只、宮本「唯」に作る

(13) 寛政元酉年(一七八九)閏六月

御勘定奉行え

(1) 御囲之糶並塩、延享四年より御賄頭預りニ相成候得共、向後は如前々其方共え御預被成候、経年数、欠減等可有之候間、以前之石数程ニ漸々詰足候様可被致候、尤御賄頭可被談候

(14) 寛政元酉年九月

(一)

御勘定奉行え

此度万石以上之面々え囲穀之儀別紙之通被 仰出候、知行有之分は、其領邑非常之為ニも候得は、⁽³⁾ 囲穀等は有之度儀ニ候、殊ニ天下之御備ニ相当り候儀ニ候得は、別て之事ニ候、万石以下ニても右之御趣意を以て米仕度心底之者は、勝手之様子ニ随ひ、心掛可被申候、尤万石以下之儀は被仰出と申にも無之儀ニ候間、⁽³⁾ 囲米いたし候共、万石以上之割合ニも不拘事ニ候、左候得は、同役同席見合申合ニも不及、存寄次第一己之実意を尽し候儀は、殊更一段之儀ニ可有之候、万一囲ひ置候場所差支、迷惑ニも候ハ、被申聞次第、御藏納ニも可相成儀ニ候、且又右ニ付ては節儉之儀別て厚く相守、右躰有用之儀專一ニ可被心掛儀、尤之次第ニ有之候、尤一围米等之内存有之面々は、御勘定奉行え内談被致、⁽³⁾ 囲高届可被申事、右之通、万石以下之面々え可被相触候

酉九月

右之趣相触候間、可被得其意候

註

(1) 聞、宮本脱

(2) 之、宮本なし

(3) 拘、宮本抱に作る

(一)

一围米之儀、領分半毛損亡之分は其年围米ニ不及事

一御手伝相勤候面々は、其年より三ヶ年之間困米ニ不及事

但、右両条いづれも年延ニ五ヶ年都合高ハ困ひ可申候、尤用捨ニ不及、平年之通困ひ候共、是又勝手次第之事

一困米之儀、成丈粗ニテ可被詰置候、粗ニ無之分は、年々詰かへ可致事

一(1)来戊年より困候様ニ被 仰出候得共、当年より困ひ候儀、是又勝手次第之事ニ候、尤年限ハ五ヶ年同様之事

一困蔵等差支、迷惑之儀も有之、向寄御蔵納被致度面々は、其趣可被相伺候、御蔵御差支無之時は、伺之通ニ可被 仰付事
一拝借金有之向、皆済迄は困米高半減之積可心得候、尤定石之通困ひ候共、是又勝手次第之事

一兼て被 仰出候酒造之儀、過造隠造無之様嚴重ニ被相改、米穀糞ニ費不申、江戸、大坂其外廻米相増候様ニ可被心掛事
一(2)年々困ひ高高等御勘定奉行え可被届事

西九月

註

(1) 米の下宮本「ル」あり

(2) ひ、宮本なし

(15) 寛政元酉年九月

御勘定奉行え

近年御物入相重り候上、凶作等打統、御手当御救筋及莫大候付、追々御儉約之儀被 仰出候得共、天下之御備御手薄ニ有之

候ては不相濟儀ニ 思召候、依之享保之御例を以上納米も可被 仰付候得共、当時不如意多之儀且凶作等ニテ難涉之砌ニも

候得は、不被及御沙汰候、乍然広大之御備之儀ニ候得は、当時之御儉約のミを以、其手当ニ可被 仰付様も然之候間、高壹

万石ニ付五十石之割合を以、来戊年より寅年迄五ヶ年之間、面々領邑ニ困穀いたし候様ニ被 仰出候、尤於 公儀も右程合を

以御備米被 仰付候儀ニ候、元非常之御備之儀ニ付、其領邑ニテ面々備置候得は、天下之御備ニ相当り候儀ニテ 御安心之

儀ニ 思召候、天下之御用度ニ被為当候節は勿論之儀、其領邑非常之節は御沙汰之御程も可有之儀ニ候条、一統節儉相用、

右躰有用備向等專一ニ可被心掛候

右之通、万石以上え相達候間、可被得其意候

酉九月

註

(1) 大、閣本、宮本「太」に作る

(2) 二、閣本なし

(16) 寛政二戌年（一七九〇）六月

町 触

去ル午未兩年米穀甚高直ニ候処、其後格別豊熟之年柄も無之ニ、米価類ニ下直ニ相成候は、商売之者共持開等之儀を危踏、商手狭ニ相成候故と被察候、畢竟持開ひ見込商は商売之常ニて不苦儀、然処ノ売之類ニ紛ハしかるへきを恐れ、持開等も不致、一統陰氣ニ成、危踏候故ニ哉、米価相当之外ニも追々下落致し候様子ニ候、ノ売と申は、世上物不足ニて饑ニも可及砌、一己之利徳ニ拘、隠し米ノ売致し候者不屈ニ候、右体危難之節は人々助合、施行等も可致折柄ニ候間、別て右之所を咎候事ニ候、然処平日持開見込商も不致様ニ危踏候間、諸國之米直段難引合、却て内実有米不足ニ可至も難計候間、一統存込候て危踏不申、見込商ひ持開等手広ニ売買可致候

六月

右之趣、町中可触知もの也

註

(1) 二、宮本なし

(17) 寛政二戌年七月

御勘定奉行え

近年凶作打続候処、二三年以來作方分宜候付、凶年之備等も自然と等閑ニ可相成哉二候、殊ニ当年は米直段引下、一統難儀之事ニ候、当年弥豊熟ニ候ハキ、成丈ケ手繰次第置糶用米等可申付候、領分在町等えも令教諭、相応ニ相暮候者共是又用米等いたし候様ニ、精々可申付候、於公儀当年ハ置糶等も多分被仰付、御買上米も可被仰付旨被仰出候事ニ候

七月

右之通被仰出候間、御代官、御預リ所役人えも被申達、在方之者共も厚く相辨へ、志次第米糶用置候様可致旨可被申渡候

(18) 寛政二戊年七月

大目付え

近年凶作打続候処、二三年以來作方多分宜候付、凶年之備等も自然と等閑ニ可相成哉二候、殊ニ当年は米直段引下、一統難儀之事ニ候、当年弥豊熟ニ候ハキ、成丈ケ手繰次第置糶用米等可申付候、領分在町等えも令教諭、相応ニ相暮候者共是又用米等いたし候様ニ、精々可申付候、於公儀、当年は置糶等も多分被仰付、御買上米も可被仰付旨被仰出候事ニ候

七月

註

(1) 多、宮本脱

(19) 享和二戊年(一八〇二)七月

町触

此節所々出水沙汰ニ付、米相場出水以前より金壹兩ニ付貳斗以上引上ケ候、西国筋之儀は未相分、一統之相場と申ニも無之、勿論當時之米は去々申年去酉年米ニテ、当年之豊凶ニ拘リ候儀無之、全人氣見込而已之儀ニテ、米出来豊凶を考、只今有之米

直段可引上筋無之処、此節儀ニ引上候は、水損にて追ては格別高直ニ可相成と見越、買置困米等致候者有之故も儀ニ可有之候人々飯米ハ家内人数之分限相応ニ可貯置儀ニ候得共、是又分限不相応「ニ」貯置候儀は、諸人之難儀を不顧、利徳を待て売出し、不明之利潤を得可申為ニ候間、右躰之儀於有之は、所持吟味之上、急度可申付候条、分限丈之飯米之外決て貯置不申、別て米方渡世之ものハ、正統之相場を以売出し可申候、万一心得違、武家預リ米杯と申、多分之買置困米いたし候者有之は、嚴敷咎可申付候間、其節後悔致間敷候、此旨町中不洩様可触知もの也

戌七月

註

(1) 「二」、宮本ニ視て補ふ (2) 持、宮本「時」に作る

(20) 文化元子年(一八〇四)七月

御勘定奉行え

当秋作方宜候ハミ、於御料所糶閒置候様被 仰付候、右ニ付ては、私領之分も享保、宝曆、安永之度被 仰出候振合を以、

当秋收納之節分限高二応じ、一統に閒糶可被 仰付儀ニ候得共、先石敷之定は不被 仰出候間、銘々領分之收納高に応じ、

米糶之内閒置候様可被致候、尤格別申立ニ可相成程之損毛も無之、閒糶致し候分は其段可被相届候

右之通、可被相心得候、尤委細之儀は、御勘定奉行え可被承合候

七月

右之通、万石以上之面々え相違候間、可被得其意候

註

(1) 付、宮本「出」に作る

(21) 文化元子年九月

御勘定奉行え

当秋作方宜候ハミ、於御料所囲置被 仰付候ニ付、私領之分も銘々領分之収納高ニ応シ、囲石致し候様、先達て被 仰出、石敷之儀は不被 仰出候処、諸国作方相応ニ相聞候間、宝曆、安永之度之振合を以、分限高壹万石ニ付糶千俵宛囲置候様被 仰出候、

一万石以上例年江戸表廻米高之内、式分通り相減候様可被致候
右之通、可被相心得候、尤委細之儀は、御勘定奉行え可被承合候

九月

(2) 文化二丑年(一八〇五) 九月

御勘定奉行え

置糶之儀、当年も於御料所囲置候様被 仰付候間、万石以上之面々も去年置糶之外ニ、分限高壹万石ニ付糶千俵充囲置候様被 仰出候

一万石以上江戸廻米高之内、当年も二步⁽¹⁾通相減候様可被致候⁽²⁾

右委細之儀は、御勘定奉行可被承合候

九月

右之通、万石以上面々え相達候間、可被得其意候

註

(1) 步、宮本、研本「分」に作る (2) 通の下、宮本、研本「り」あり

(23) 文化五辰年(一八〇八) 九月

大目付え

先達て相達候万石以上之面々子丑兩年困糶之儀、最早不及困置候間、勝手次第遣方ニ可致候

九月

右之通、可被相触候

(24) 文化七午年（一八一〇）十月

御勘定奉行え

当秋諸国共豊熟之趣相聞候ニ付、米糶之内困方被 仰付候間、万石以上之面々も、分限高壹万石ニ付糶千俵宛相困候様被
仰出候、尤米ニて困候方勝手ニ候ハキ、高壹万石ニ付米五百俵宛困置候様可被致候、委細之儀は、御勘定奉行え可承合候
右之通、万石以上之面々え相達候間、可被得其意候

十月

(25) 文化八未年（一八一二）八月

御勘定奉行え

当年も諸国共豊熟之趣相聞候間、困糶被 仰付候ニ付、万石以上之面々も去年置糶之外ニ、分限高壹万石ニ付糶千俵宛相困
候様被 仰出候、尤米ニて困候方勝手之向も候ハキ、高壹万石に付米五百俵宛困置候様可被致候、委細之儀は、御勘定奉行
可被承合候

八月

右之通、万石以上之面々え相達候間、可被得其意候

(26) 文化九申年（一八一三）十月

大目付え

当年も諸国豊作之趣ニ付、御料所御廻米高相減、城詰御用米不足之分詰戻等被 仰付候間、万石以上之面々も、江戸、大坂

廻米高之内、例年よりは式歩相減候様可被致候、委細之儀は、御勘定奉行え可被承合候
右之趣、可被相触候

十月

註

(1) 歩、宮本「分」に作る (2) 通の下、宮本「り」あり

(27) 文化十四年(一八一三)七月

大目付え

近年打続米価下直之処、当年も諸国田作相応ニ候ハキ、格外ニ米価引下ケ可申、此上下直ニ相成候ては、武家一統可為難儀候間、当秋相応の作方ニ候ハキ、去申年大坂表え廻米高之半石、国許在所え糶ニて可困置候、右ニ付、勝手向差支之面々えハ、困高相応之拝借金被 仰付ニて可有之候条、当秋田作出来方宜、弥困糶致候節之心得方委細之儀ハ、御勘定奉行え可被承合候

右之趣、万石以上之面々え可被相触候

七月

(28) 文化十四年九月

大目付え

近年打続米価下直ニ付、直段引立之ため、万石以上之面々、去申年大坂表え廻米高之半石、国許在所え糶ニて困置候様、先達て被 仰出候間、右ニ准し、万石以下之面々、是迄大坂表え収納米相廻シ来候分も、去ル午年以来三ヶ年之平均廻米高ニ不相増様可致候

右之通、万石以下之面々え可被相触候

九月

註

(1) 許、宮本「元」に作る (2) 来の下、宮本「り」あり

(29) 文化十四年九月

大目付え

先達に相達候大坂表廻米之内半高廻米之儀、当年田方十分ニ無之國々も有之由ニ候得共、諸國押ならし候ては、相応之出来方ニ相聞候間、弥無油断閉置候手当いたし、世上一統之ため被 仰出候御趣意行届候様、領主々ニおゐても格別手厚可被申付候、万一取扱候家来共心得違、困方等閑之筋有之ニおゐてバ、主人々之趣度たるへき儀勿論ニ候、追て見分之者差遣候儀も可有之候間、困方相濟候ハキ、其段可被相届候

右之通、万石以上之面々え可被相触候

九月

註

(1) 柳、館本「惣」に作る (2) 々、宮本脱 (3) 越、宮本「急」に作る

(30) 文化十四年九月

大目付え

今度米価引立之ため、大坂廻米之内廻米被 仰出候ニ付、江戸廻米之分も四歩通相減、右之内半分は糶にて在所ニ閉置候様可被致候、右ニ付、勝手向差支之面々えは、困高相応之拝借金可被 仰付候条、困方相濟候ハキ、其段可被相届候、委細之儀は、御勘定奉行可被承合候

右之通、江戸廻米致し来候万石以上之面々え可被相触候

九月

松平 讚岐守	松平 大学頭	松平 大和守
堀田 相模守	稲葉 丹後守	戸田 采女正
阿部 鉄丸	土屋 相模守	牧野 越中守
戸田 日向守	井上 河内守	相馬 因幡守
小笠原 主殿頭	伊藤 鎌五郎	太田 丈三郎
本多 中務大輔	安藤 新次郎	本多 豊前守
西尾 隠岐守	板倉 伊豫守	黒田 豊前守
大岡 主膳正	増山 備中守	石川 重之助
本多 越中守	水野 日向守	阿部 駿河守
南部 左衛門尉	細川 長門守	内藤 播磨(2)守
松平 中務少輔	井上 内膳正	新庄 越前守
井上 澁吉	松平 彝若	津輕 甲斐守
大久保 加賀守	本庄 式部少輔	内田 近江守
山口 周防守	森川 兵部少輔	

註

(1) 大、宮本、研本「太」に作る

(2) 磨、宮本「摩」ニ付る

(81) 天保二卯年(一八三一)二月

町 触

去々丑年大火以後、引続米直段高直ニ相成、市中難儀之趣ニ付、此度格別之訳を以、御救被 仰出候、右ニ付、弥兼て申渡置候通、米商売之者共持困米不致、其時々正路ニ売捌候儀は勿論之事ニ候得共、万一心得違、困米致し置候ものも有之候ハ、嚴敷咎可申付候間、早々売払可申候、且素人共儀も餘分之飯米は不貯置、売払可申候、右之趣若等閑ニ相心得候もの有之候ハミ、役人相廻し、急度可申付候

右之通、町中可相触もの也

卯二月

(32) 天保四巳年(一八三三)十一月

大目付え

此節江戸表有米払底にて、諸人及難儀候ニ付、公儀にても色々御世話も有之候得共、追々米価高直ニ相成候儀ハ、武家方ニ寄、困米等いたし候向も有之哉ニ相聞候、武家寺社町方共一同救合候心得にて、其家々之飯米仮成ニ間ニ合候ハミ、餘分は勿論、違作無之困柄は不貯置、早々江戸廻致し、問屋並脇店米屋共え売捌候様可致候

右之通、可被相触候

十一月

註

(1) 廻の下、宮本「し」あり

(33) 天保四巳年十一月

町 触

此節江戸表米払底にて、米直段高直之處、当八月朔日大風雨後は猶更米価引上、市中難儀之趣ニ付、御蔵御有米米之内安直

段ニテ御払米有之、其上其日稼之者え御救米も被下置、右躰厚 御仁恵も有之候間、兼て中渡置候通、米商売之者共持用米不致、正路ニ売捌候儀は勿論、万一隠し困米致置候者有之候ハ、嚴敷可申付旨、其外素人共飯米も餘分不貯置、専ら鹿食を相用可申段触置候処、猶又米価引上候儀は、大風雨後引続不季候故ニも可有之候得共、米屋共之内ニは、兼々懇意出入致候武家方預り米杯唱、困米致置候者、又は武家内ニも新穀入津も相待、追々買上、扶持之外困米致候様、出入町人共え申附置候向も有之哉、右は主人有徳も存候儀ニは有之間敷、全家来共取計ニも可有之哉ニ候得共、諸人之難儀を不顧、高力直段ニ成候も相待、致捌方候心得之向も有之は、此上廻之者差出、万一利徳之為致困米候者有之、譬武家方預り米杯と云共、不 差免、召捕置、其武家方家来町奉行所え呼出遂吟味、万一偽之中分於相知は、当人は可為曲事、家主、五人組、名主迄答可申付候

右之通、町中可触知者也

已十一月

註

(1) 出の下、宮本「し」あり

(34) 天保五年午(一八三四)正月

大目付え

去已年陸奥 出羽稀之違作ニテ、江戸廻米無之、右両国は場所ニ寄、飢渴之者も有之趣風聞世上え相響、米穀困持候人氣押移、利潤のためニ不埒之売買をいたし候哉ニテ、江戸表は勿論、在々迄も米価高直ニ成、末々之もの共可及難儀候ニ付、関東筋因々之儀、米麦雜穀共其町村限役人共より相改、小前所持之分夫々家内人別ニ引合、当年新穀出来迄之手当を残し置、其餘分は持主限最寄市場町え売捌、又は江戸廻致し、地廻米問屋並脇店米屋共え売捌、在々穀類商売之ものたり共、不相当之石數買持候儀不致、其土地凡之辨用を見積、其餘之米穀早々江戸廻之上、前書之通売捌方可致候、右ニ付、売買並津出廻

船等相互正路ニ可致は勿論ニ候得共、別て無差支様、速ニ可致取計候、若妨条類之有之候ハキ、早々可訴出候
 一身元相応之もの共、銘々心得を以、窮民ヲ救候ため、米麦雜穀困置候者有之候ハキ、右は別段之儀ニ付、名前石数等、御料
 は御代官、私領は領主、地頭え、早々申立置候様可致候

一右ニ付ては、追て改之者差遣候儀も可有之候、併前書之次第は差掛候儀ニ付、心得違之もの無之様、為教諭、兼て関東在々
 廻村致し候御代官手附、手代等、此節より相廻候筈ニ候

右之趣、関東筋国々御料は御代官、御預所、私領は領主、地頭より、寺社領共町々在々浦々迄も、不洩様可被申渡候、且又本
 文窮民救方之ため、米麦雜穀困置候者有之、其段申立候ハキ、名前石数早々御勘定所え可被相届候
 右之通、関東筋国々領分短行有之面々え可被相触候

正月

註

(1) 廻の下、宮本「し」あり (2) 掛下、宮本「り」あり

備考

以上「御触書集成」所収中より転載

B、郷土史入門下巻所収

1. 讃岐多度津藩京極壹岐守囲米救济使用伺書

寛政十二申年（一八〇〇）正月、石川左近将監様へ相伺候処、同二月五日佐藤順太夫を以御付札

先達て被仰出候領分囲米の儀、高壹方石ニ米五拾石の積を以、五ヶ年方在所開置候処、領分不作等にて、下々至て難渋仕候者
 も御座候節は取欠救遣、翌年ニも取欠候米高開置候とも不苦候哉、尤其節は相伺候上にて、取斗可仕儀ニは座候哉、此段為心
 得相伺候奉存候、以上

京極耆岐守家来

小島 弥三 右衛門

正月十七日

「付札」書面問合の趣致承知候、御困米の儀は、御領分不作等にて、半毛以上及損毛、村々夫食（農民食糧）の手当ニ御加の儀は、從翌年兩三年ニも、尚又御困戻の積を以、御老中方へ御伺有之候ハ、御困方の半石迄は多分可相濟筋と存候。

2. 困糶正米變更伺

文化三寅年（一八〇六）二月三日、御勘定奉行柳生主膳正様へ差出候処、同月十七日御付札濟

一、困糶貳千六百五拾俵 岡部美濃守領分 和泉国岸和田

右は寛政四年被仰出候通困置候処、次第ニ更ケ痛等相見、追々暖氣ニも相成候ハハ、別て損毛相増、損失相立候様子ニ御座候間、此節正米ニ引替、右糶の方ハ摺立、家中扶持米ニ相用度奉存候。尤糶ニて困置候へ共、万端都合不宜、其上前文通損失相立候間、可相成儀ニ候ハハ、以来年々正米ニて詰替困置候様仕度奉存候。此段在所表より申越候ニ付奉伺候、己上

岡部美濃守家来

三月三日

井谷 助右衛門

「付札」書面、御領分困糶更痛等ニて、損失相立候訳を以此正米ニ被引替候義ハ不苦候へ共、一体困糶の儀ニ付てハ追々被仰度候趣も有之、以来正米ニて被困候儀ハ、御趣意ニも振候ニ付、此米正米ニ被引替候ハハ、猶秋收納の上、糶ニ詰替の積被相心得、右詰替相濟候ハハ其節勘定所へ被相届候様存候

寅二月

柳生主膳正

以上二文書は、田村栄太郎著「郷土史入門」下巻所収より転載

C、日本倉庫史所収

諸侯に対して最初は定額というものがなかつたのであるが、宝暦三年（一七五三）に至つて「当秋收納之節より分限高一万

石に付、靱千俵宛置候様」と令し、続いて翌四年・十年・寛政元年にも同様の令が下り、天保十二年（一八四一）には

「近年凶作打統之処、両三年以来、作方も多分宜敷候ニ付、非常の備自然と等閑に可相成哉ニ候、於御料所も、囲靱被仰付候間、私領之分も一万石に付、靱百石之割合を以当丑年より巳年迄五ヶ年間、面々領村に囲置候様、被仰付出候云々」

との令が発せられて、年に依り其の割合に色々と変更があつたが、囲穀は常に重要視されて来た次第である。

封建制度の存続と此の囲穀の方法が一致していたことは論を俟たない所で、此の用に供せられた施設は徳川氏の天下と運命を共にしたことは容易に想像し得られる。（日本倉庫史）

D、国東両子手永、諸手村御用日記

1. 暮時

一、兼而被仰付置有之候靱上納、来ル廿二日⁽¹⁾、藏奉行立川八五郎殿藏方斗子被罷出、被相受取候間、御年貢物納出候通、銘々廿二日より、納出候様、御申付可被成候、一日百石位者、被納可申、数日掛フ候而者、返号ニ差支候間、早々上納済相成候様御取斗可被成候

此状早々時付を以、御順達可被成候 以上

（元治元年一一八六四）

三月十七日

年 番

註

(1) 杵築市土井寛申氏所藏の杵築藩記録によると、立川八五郎は長助の養子で、天保十二丑年三月八日御徒士、嘉永五子年十二月朔日、格式御徒士を仰付、御擬七石式人扶持下され、元治二丑年三月八日に御供徒士仰付られ八石式人扶持を頂戴している。

2. 覚

一、靱何石何斗

嘉永四亥年取立

肥 〃 〃 近 豐 〃 豐 三 〃 〃 遠 駿 常 〃 〃 下 〃 上 〃
 前 江 前 後 河 江 河 陸 野 野

唐 水 膳 彦 小 木 府 岡 橫 浜 掛 田 土 壬 大 宇 高 厩 関
 津 口 所 根 倉 付 内 崎 須 松 川 中 浦 生 田 都 崎 橋 宿
 宮 原 野 野

一 二 五 二 一 一 三 五 三 五 四 三 〃 二 一 七 四 五 〃
 万 千 千 万 万 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千
 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石 石

(2) (1)

美 志 〃 伊 〃 〃 〃 〃 〃 陸 〃 出 〃 〃 〃 〃 信 〃 〃
 濃 摩 勢 奥 羽 濃

大 烏 龜 桑 刈 兩 白 二 会 岩 山 上 飯 下 小 松 松 平 島
 垣 羽 山 名 屋 尾 川 本 津 城 形 田 田 諏 諸 本 代 戸 原

七 五 五 一 二 二 五 三 七 三 四 一 一 二 二 二 一 四 七
 千 千 千 万 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千
 石 石 千、 石 石 石 石 石 石 石 石 石 千 石 石 石 石 石 石 石 石

四千八百六十三石

府内 松平左右衛門尉様

右七ヶ所城詰米被仰付置候由、右之内御詰足等被仰付候節は御料御年貢米之内方詰米被仰付、領主、役人、立会、積湊におゐて、御米相渡候由、寛政九己年羽倉権九郎方に而は、小倉、唐津兩城え御詰辰米被仰付、筑前、肥前国御物成米之内相渡、淺岡彦四郎、高松陣屋在勤中、同人方に而は、府内、杵筑兩城御詰辰米、被仰付、御勘定所え書上写引渡有之、三河口太忠方ニ而は文化九申年御物成米之内を以、小倉、平戸、大村、島原、杵築、府内御詰辰米被仰付候由、岩之丞支配中、嘉永元申年、小倉、島原、平戸、唐津、大村御詰辰米被仰付取斗、安政三辰年同様右五ヶ城御詰辰米被仰付、いづれも、御物成米之内を以夫々取斗候由、右兩年城詰米御用留引渡有之候間、猶引渡申候

備考

辰四月申送書は、慶応四戊辰年四月、旧日田御役所（永山布政所）附の役人より、明治新政府の命により旧天領、日田の政務を預つてゐた豊後国森、同国岡（竹田）兩藩の代表者を通じて、従來の申送諸事項を書記して日田県へ引継がれたもので、実に得難い貴重な郷土史料であります（豊西史談会記）

(3) 府内藩の御備勘定帳（明治二年）所載

一、米貳千四百石 御用米預高

内

千八百九拾四石 亥年より去辰年迄

残五百六石 十八ヶ年御返済高

此備へ

七百八拾壹石三斗三舛貳合五勺四才

四郷御貸附

但外百五拾石念仏料 是亦四郷御貸附ニ相成

六、寛政二年（一七九〇）府内藩城米のお改め

寛政二庚戌年十月府内藩城米のお改めが日田郡代榭斐造酒之助によつて行われた。当時の府内藩の記によると次の如くに実施されている。

1. 前日十月六日

お改め役としての日田郡代榭斐造酒之助は十月五日、速見郡東畑（現別府市東山）に来て泊り、翌六日同地を立ち、由布川村の赤野（現挾間町内）でお昼のお休みをとり、賀米・南大分を経て市内西新町から堀川口を通つて、宿舎堀川の酢屋平右衛門方に七ツ時（今の午後四時）過ぎに到着した。

藩では月番の増田八郎兵衛が千石橋に出て其処の西応寺にお通りまで扣え、此右衛門は御宿の前に出てお待ち申し上げ、お着の際は、増田八郎兵衛と此右衛門が玄関に出迎え、先づ年寄衆・御用人が御機嫌伺にお出になり、そのあと御町奉行・大目付・御勘定奉行が罷り出で、御夜詰が引取るまで、御町奉行と勘定奉行各一人が詰め、御家老・御用人は立宿を堀川町勘兵衛方へ申付、供廻りの者は同町伊兵衛と七五郎方に、そして御町奉行・大目付・御勘定奉行・御使者の立宿は同町又兵衛方とし供廻りは同町伊右衛門と庄兵衛方に申付けた。

郡代お宿酢屋の主人平右衛門は前日の五日早朝、御泊の東畑に献立を持参して打合せ、八ツ時（午後二時）に帰えり、六日御着の節は千石橋まで罷り出て迎えた。

2. 当日十月七日

御改めの当日七日は此右衛門が御案内申上げて、五ツ半（午前九時）に市内中嶋の御城米倉のお改めにお出になり、四ツ（午前十時）にお済みになった。そしてお宿酢屋に帰えられ、御使者を遣して相済みの旨を伝えた。それで御家老・御用人は恐悦の次第を申上げ、御町奉行・大目付・御勘定奉行も打揃つて罷り出で、恐悦の次第を御挨拶し、夜は昨夜の通り、御夜詰

迄、御町奉行と勘定奉行の兩人は詰めた。

3. 出立日十月八日

御宿御出立前の明六ツ時（午前六時）一同は御機嫌伺とお暇乞を兼ねて伺向、御家老中と御用人・町奉行・大目付・御勘定奉行は堀川口御門内に居並んで御見立て申し上げ、八郎兵衛は生石の御殿原（現西大分駅前）まで、酔屋平右衛門も生石まで御見送り申し上げた。

御立前に御宿酔屋平右衛門に御目録金式百疋を下し置かれたので、町奉行連名の書状を以て日田表え御礼を申し遣した。

4. 藩の行賞日十月廿八日

府内藩では今回の城米お改めに那代榊斐酒造之助様お出の節宿元に詰切つて世話した人々に次の通り御褒美を下さるようお城で御家老列座の席で仰せ渡された。

A、本人招呼、増田八郎兵衛宅にて同人並に此右衛門立合にて申渡せし者共

一、銀五枚 堀川町 酔屋平右衛門

一、金式百疋 梅屋喜兵衛

一、" 堀川町 塩屋半蔵

一、" 大津屋新四郎

一、" 友屋勘左衛門

B、御代官より申渡候者共

(イ) 料理人日銀札式拾匁宛下し置かる 喜三郎、松之助、吉兵衛、安兵衛

(ロ) 料理人手伝日銀札拾五匁宛 清五郎、兵助、治郎兵衛、新太郎、幸助、又右衛門、加右衛門

(ハ) 賄方日銀札拾五匁宛 弥七郎、利助、広七、十藏、椀方日清作、同政助、同伝七、同浅吉

(二) 給仕子供十四人 酒壺升つ下し置かる 鍛冶屋町辰五郎、天神町孝太郎、西上市町安吉、東上市町広吉、西町安吉

堀川町熊吉、笠和町亀吉、東上市町沢吉、竹町惣藏、○屋町常治郎、大工町亀吉、同町丑松、松物町和作、西上市

町祖吉

(三) 髮結 鳥目五百匁宛 理七、忠藏

(四) 風呂方八人、小使四人え銀札五匁宛下し置かれ候

註

貨幣換算率 (近世)

金貨 大判は一〇兩 小判は一兩

一兩 四分 一六朱 (二分 四朱)

永一貫文 一〇〇文 …… 錢の貫文とは異なる

銀貨 銀一枚は四七匁 一貫 一〇〇匁

錢貨 一貫 一〇〇文

△一六〇九年幕府の公定率

金一兩 銀五〇匁 錢四貫 (四〇〇匁) 但後には金一兩が銀六〇匁前後が普通となる。幕末にはさらに変動した。(歴史手帳)

備考

日本百科大辞典「城米」解説中に「享保十五年城米点検の制を定め、貯穀焼失又は流亡することあるときは必ず点検を行へり、此時又城米の称を改めて御用米となせり」とある。

七、備考

1. 仙石橋

仙石橋は天正十五年（一五八七）豊薩戦の時大友氏応援に秀吉が遣わした讃岐の仙石権兵衛を駄之原浄土寺え、そして土佐の長曾我部元親を瑞光寺に吉統が居らしめて道路の補修をした際、始めて住吉川に土橋を架けて仙石橋と名づけた。其後延宝三年（一六七五）と元禄四年（一六九一）、宝永七年（一七一〇）、享保二年（一七一一）、同十九年（一七三四）、寛延三年（一七五〇）と、何れももの通り板橋に架け替えて来たが、宝暦四年（一七五四）大給近形が眼鏡橋の石橋に改築し、天保六年（一八三五）に又新に架け替え、その後も改修されて今日に至っている。（旧大分市史）

2. 揖斐造酒之助敬正

氏は天明七年（一七八七）より寛政五年（一七九三）迄、七ケ年間、日田郡代を勤め、且つ其間、寛政四年迄は府内の隣村高松陣屋の代官をも兼ねていた。（永山布政史料中巻）随つて寛政二年、府内城米改めの際には当然高松兼務中であつた。

3. 酢屋幸松家

酢屋幸松家は最初は瓜生島に居たが、慶長元年同島陥没と共に堀川に移住、代々の富豪で明治に至つたが今は東京に移住して大分には居ない。幸松家の盛時の二、三を記すと、

A、前記日根野吉明が仙石橋を板橋に架けかえた時の渡初めは堀川町幸松与右衛門がした。与右衛門はこの日子孫の僕八十餘人を率いて橋を渡り中央に至つた時酒を献じて水神様を祭り、又群集に餅をまいて与えた。（旧大分市史）

B、文化十三年（一八一六）中津の学者渡辺重名が酢屋幸松方に逗留、其時田能村竹田も同家を訪れて重名の講席に列して百人一首の講義を聞いた。（二豊人文志）

C、明治四年（一八七二）十一月十四日豊後一園を一県とし八郡十七町千八百一村を管轄として森下景端氏が参事に任ぜられ、明治五年一月十八日着任、同廿三日堀川町酢屋幸松雄三郎氏宅を以て開庁した。（旧大分市史）

D、雄三郎氏は当時大分町の有力者で、廿三国立銀行の初代頭取を勤め、渋沢栄一・大倉喜八郎・安田善二郎等とも親交があつた。雄三郎には子がなかつたので同じ堀川町で高等旅館業をしていた二代浜策の弟天平を養子に迎えた。その水野家は木

下侯が日出に移封されたとき随伴して日出に来て代々日出藩の御用を務めていたが、第十四代演策の時塩田業を始めたが一
夜にして流失、失敗したので明治の初め初代浜作が大分に移り住んで旅館業を始めたのである。ところが二代浜策（齡太郎
）に子が出来なかつたので、酔屋の養子になつた実弟天平の子和一郎氏（現別府市朝見居住）をして水野家を継がせた。
（此項小野隆九郎、水野和一郎両氏報）

E、酔屋の書画骨董

以上略述したように、酔屋は長年月に互る府内の富豪であつたので、書画骨董も自然に蒐集され、明治末大正天皇の東宮
時代大分へ行啓、大分県庁にお泊りの時、室の調度品中には、酔屋から水野旅館有となつていた幾つかの品が御用立てられ
たそうだ。足利時代市内上野に一時居住した画聖雪舟の画、其他古今の県内外人の書画、往復文書等も多数あつたが、酔屋
が転住の際処分されて今はない。今、水野和一郎氏が所有している前記の日根野侯絶筆書翰も酔屋所蔵であつたが整理の
際、和一郎氏が貰い受けたものである。（和一郎氏談）

八、参考文献

書名	著者	発行所	発行年月日
1 日本倉庫史	松本清	日本出版社 崇文荘	昭十二、十二、廿五
2 日本倉庫業史	日本倉庫業史編纂委員会	日本倉庫業会	昭一六、一〇、一
3 幕藩体制史の研究	藤野保	吉川弘文館	昭二六、七、二〇
4 日本史辞典	京大國史研究室	創元社	昭廿九、十二、廿五
5 日本歴史大辞典（四）	河出孝雄	河出書房	昭卅一、十一、一〇

22	大分市史 上巻	市史編纂審議會	大分市役所	昭卅五、三、廿五
21	松平左近將監 忠昭公御代留書	府内藩	立川所藏	旧記録
20	辰四月申送書	武石繁次	豊西史談会	昭十一、五、二〇
19	文久四年 子年御用向日記	堀東兩子手永諸田村庄 屋記録	立川所藏	文久四年
18	杵築藩文書	杵築藩	土居寛申氏藏	
17	寛政二年御用留記	府内藩	立川所藏	寛政二年
16	常平倉の研究	本庄栄次郎	内外印刷株式会社	大、四、一、三〇
15	日本農業史の研究	小林平左衛門	農業評論社	昭廿七、十一、一
14	二豊人文史	今村孝次	明文堂	昭一八、十一、五
13	大分市史	大分市役所	大分市役所	大、四、四、二〇
12	郷土史入門 下巻	田村栄太郎	雄山閣	昭卅六、四、一五
11	新日本史年表	西岡虎之助	中央公論社	一九五五、十二、二〇
10	歴史手帳(一九六一年版)	吉川弘文館 編集部	吉川弘文館	昭卅五、一〇、〇
9	地方史研究必携	地方史研究会	岩波書店	一九五二、十一、廿五
8	郷土社会辞典	青野寿郎 外二外	金子書房	昭卅一、十一、一
7	増訂 国史大辞典	八代国治	郁文舎	大、四、五、五
6	日本百科大辞典(五)	三省堂編纂所	三省堂	明四四、十二、五